

道立高等学校を受検する生徒・保護者の皆さんへ ～特別な配慮を必要とする生徒の出願について～

北海道教育委員会
入学者選抜における学力検査や入学後の学校生活等について、生徒や保護者特別な配慮を希望する場合の対応や流れなどは、次のようになっています。

- ※ 檻の「有」を〇で囲んでください。

出願前に行うこと（流れ）

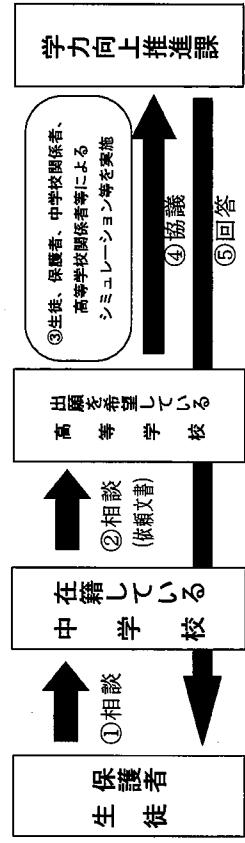
① 生徒・保護者から中学校へ相談
在籍している中学校の先生に学力検査や面接、入学後の学校生活について相談します。

② 在籍する特別な配慮について相談
必要とする特別な配慮へ相談します。生徒・保護者から相談のあつた特別な配慮の内容や中学校で配慮していきたい事項を送ります。

③ 中学校は、生徒・保護者へ相談
中学校は、生徒・保護者へ相談します。

④ 中学校へ、中学校から保護者へ回答
特別な配慮の内容や実施方法が適切であり、実施します。

⑤ 中学校へ、中学校から保護者へ回答
特別な配慮の内容や実施方法が詳細を確認しました。また、中学校及び高等学校の関係者等が一堂に会し、要望を実施いたします。



- ◎ 学力検査等においてこれまで実施した特別な配慮の例

受検者の状況等	特別な配慮の内容
聴覚に障がいのある場合	<ul style="list-style-type: none"> 監督者の指示や英語の聞き取りテストが聞き取りやすいよう座席の配置 補聴器の使用など
視覚に障がいのある場合	<ul style="list-style-type: none"> 拡大鏡の使用 問題用紙の拡大 など
肢体不自由の場合	<ul style="list-style-type: none"> 車いすの使用 など

- 糖尿病の場合
 - ・屋外での補食
 - ・保健室でのインスリンの注射
 - など

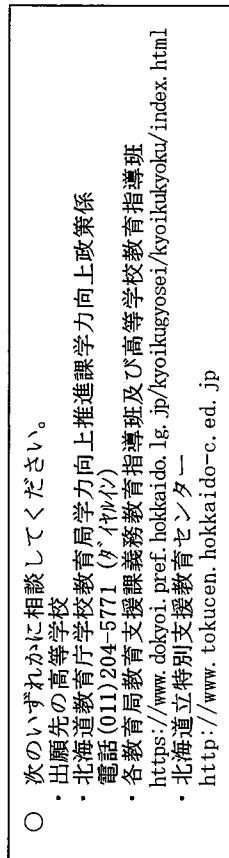
糖尿病の場合	・屋外での補食 ・保健室でのインスリンの注射 など
入院している場合	・入院先の病院での受検 など
日本語指導が必要な場合	・問題用紙等へのルビ振り など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の検査室で受検することが困難な受検者に対する別室での受検 ・面接における心対応 ・筆談による心対応 ・当該の生徒及び保護者の要望により特別な配慮が必要となるものなど

- 特別な配慮に関する Q & A

Q 1 特別な配慮を要望する場合は、どのように申請しますか。
A 1 入学者登録の結果このようにある場合は、まず面接会で評議して行います。

Q 2 績形等の提出を希望する場合は、どのように申請しますか。
A 2 領事館へ直接お問い合わせください。

Q 3 他の学校へ出願する場合、なぜ高大連携の特例を希望するのですか。
A 3 他の学校へ出願する場合は、必ず高大連携の特例を希望するのです。



- 参考

 - 札幌市立高等学校については、次のところへお問合せください。
 - 札幌市教育委員会学校教育部教育課程担当課
〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル3階
電話 (011)211-3891
<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/school/senbatsu/index.html>
 - 札幌市以外の市町村立高等学校については、各市町村教育委員会へお問合せください。
 - なごみ町、知内町、羽幌町、奥尻町、音威子府村、三笠市、大空町などは、原則として「道立高等学校入学者選抜実施要項」に準じて実施されます。